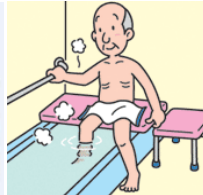


日常生活用具（福祉用具）給付のご案内

65歳以上の方に日常生活用具(福祉用具)の費用の一部を助成しています

対象用具

- ①歩行補助杖 (1本杖) ②シルバーカー ③電磁調理器 (IHクッキングヒーター) ④腰掛便座 ⑤入浴補助用具 ⑥手すり ⑦スロープ



給付を受ける方の要件

- 【①歩行補助杖（一本杖） ②歩行補助用具（シルバーカー）
③電磁調理器（IHクッキングヒーター）】

介護保険の要介護認定で、「要介護」または「要支援」と認定された方が対象です。

- 【④腰掛便座 ⑤入浴補助用具 ⑥手すり ⑦スロープ】

介護保険要介護認定で、「非該当」と認定された方が対象です。「非該当」となった場合は、お体の虚弱状況を確認の上助成しますので、お近くの地域包括支援センターに相談してください。

助成費用

用具の購入費用の自己負担分(市民税非課税世帯の方は下記助成限度額の3%、市民税課税世帯の方は10%)を除いた額を助成します。(裏面給付事例参照)

下記の費用助成の限度額を超過する分は自己負担となります。

助成限度額

- ①歩行補助杖（一本杖）・・・4,300円 ②シルバーカー・・・15,000円
③電磁調理器・・・15,400円
④腰掛便座/⑤入浴補助用具/⑥手すり/⑦スロープ・・・100,000円

申請方法や給付事例は裏面をご覧ください。

申請方法

申請は事前申請となります。申請書は、市役所介護福祉課または各地域包括支援センターに設置しています。福祉用具のカタログ等で、希望する用具を決め、メーカー名、品名、品番、色を記入の上提出してください。

指定した福祉用具については、数社からの見積を取った上で最低価格の業者に決定をします。用具は直接業者から納品されますので、その際に利用者負担額(下記参照)を業者にお支払いください。

事例

(例1) 市民税が非課税世帯の方で、5,000円の歩行補助杖(一本杖)を購入する場合。

【利用者負担額】

用具代5,000円－助成限度額4,300円＝700円(超過負担額)
助成限度額4,300円×負担割合3%＝129円⇒120円(10円未満切捨)
700円＋120円＝820円

【市(公費)負担額】

助成限度額4,300円－120円(負担割合3%)＝4,180円

(例2) 市民税が課税世帯の方で、10,000円の腰掛便座と、20,000円の手すりを購入する場合。

【利用者負担額】

用具代10,000円＋20,000円＝30,000円 30,000円×負担割合10%＝3,000円

【市(公費)負担額】

30,000円－3,000円(負担割合10%)＝27,000円

注意事項

- ・助成は事前申請のみとなりますので、購入した用具の領収書等で助成費用の支給はできません。
- ・希望した用具は数社で見積を依頼しますので、用具の納品までに2週間ほどかかります。
- ・原則として給付した用具の変更や返品はできません。また、貸与・譲渡等を行うことはできません。

問合せ先

小金井市役所介護福祉課高齢福祉係 電話 042-387-9843 FAX 042-384-2524